



議案第七十号

団体菅吉田地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決の

一部変更について

次のとおり団体菅吉田地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十三年三月十一日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年六月二十日

三朝町長 松村喬成

五 工事完成期限内「昭和五十三年六月三十日」を「昭和五十三年七月三十日」に改める。

昭和五十三年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎